

## インドネシア進出企業の税務上の留意点

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

製造業である内国法人A社は、すべての製品を国内で製造しているが、コスト削減等の観点から生産拠点を海外に移転することを計画している。その移転先の候補として比較的风险の少ないインドネシアを検討している。仮に、インドネシア進出が決定した場合には、ジャカルタにA社の100%子会社B社を設立して、B社が製品の製造の一部を行うことになる。インドネシアの税制等について、A社は、まだ調査を行っていないが、税務上注意すべき点があるのか。

### 〔ポイント〕

- 1 インドネシア投資の概況と税制
- 2 日本・インドネシア租税条約
- 3 インドネシア税制の最近の動向

### 〔検討〕

#### 1 インドネシア投資の概況と税制

インドネシアは国土の広さも日本の約5倍あり、人口は約2億3,000万人と多く、中国、インド、米国に次いで世界第4位である。また、地理的にも、中国、インド、シンガポール等に近く、人口の多さは、旺盛な内需を期待できる国ともいえる。ちなみに、2010年のインドネシアの経済成長率は6.1%である。

日本からインドネシアへの直接投資は増加傾向にあり、2011年9月に公表された日本貿易振興機構（ジェトロ）の資料によれば、2010年の

日本からインドネシアへの直接投資額は、約7億ドルで、英国、米国に次いで多く、全体の約4%を占めている。また、業種別では、製造業の2010年における伸び率は12.4%の減少となっているが、食品、皮革・製靴、非金属鉱物がいずれも増加している。業種別の最大の投資額である分野は、運輸・通信・倉庫業で、全体の約3割を占めている。

インドネシアの税制は、法人税、所得税、付加価値税、奢侈品販売税、土地・建物税、物品税等から構成されている。

法人税の規定は、1984年に大改正された所得税法に含まれているが、法人税に係る規定は、その後、2000年、2008年及び2009年に改正されている。

法人税率は、2010年より、従前の28%から25%に引き下げられている。上場企業のうち、払込資本の40%以上が公開され、300人以上により所有されているという条件が満たされれば、さらに5%の税率引下げ（20%となる。）が認められ、年間売上500億ルピア（日本円に換算して約4億円強）までの小企業は、48億ルピア（約4,000万円）までの課税所得に対して税率が半減となる。なお、地方所得税はない。したがって、日本との法人税の負担の比較では、インドネシアのほうが法人税の負担が軽いことになる。

また、インドネシアのように外国からの投資を歓迎している国は、インドネシア国内に対して投資を行う外国資本に対して、一定の優遇措置を講じるのが通常である。一般的には、投資後一定期間の課税を免除する措置（Tax Holiday）等がある。例えば、2011年にインド

ネシア政府が公表した規則52 (Regulation No.52) によれば、インドネシアへの製品輸入を減少させるのに貢献する所定の業種について、投資総額の30%を上限として課税所得の減少を認める措置等を講じることを公表している。A社は、具体的にインドネシア投資が決定する段階において、この種の租税優遇措置を受けることが可能かどうかの検討を行っておく必要がある。

A社が100%インドネシア子会社であるB社を設立すると、B社は、インドネシア法人ということになり、その全世界所得がインドネシアで課税所得となる。

法人税の課税所得の計算上、減価償却資産は、建物を除いて4つにグルーピングされ、それぞれグループ所定の償却率により減価償却が行われることになる。なお、インドネシア税法には割増償却の規定はない。また、欠損金額については5年の繰越が認められている。

課税所得の計算以外では、各事業年度の収入金額が1億2,000万ルピアを超える場合、納税義務者は課税所得計算に必要な帳簿の記帳と保存義務が課されることになる。

個人所得税は税率が5%から最高30%である。

## 2 日本・インドネシア租税条約

日本・インドネシア租税条約において、A社の投資に関連すると思われる項目としては、親子間配当(出資比率25%以上で所有期間12か月)の限度税率が10%、利子所得及び使用料所得の限度税率はいずれも10%である。

給与所得者の短期滞在者免税は、暦年基準で183日ルールである。

## 3 インドネシア税制の最近の動向

インドネシア税制の最近の動向として注目すべきは、移転価格税制の拡充である。インドネシアにおける移転価格税制は、2008年9月における所得税法改正において、移転価格の算定方法についてOECD移転価格ガイドラインに沿った規定を設け、2010年9月には移転価格規則(国税総局規定)、同年11月には相互協議規則、同

年12月には事前確認制度であるAPA規則の整備を行っている。

移転価格については、1990年代以降問題視されてはきたが、その通達等に不明瞭な部分もあって実際の課税問題として顕在化しないままになっていた。

A社のインドネシア進出は、同国の移転価格税制の体制が整備される時期と重なることから、この点の注意が必要である。

具体的には、インドネシアの課税当局は、約100業種の総利益率、経常利益率、純利益率等のベンチマークを公表している。この業種別のベンチマークは、移転価格税制の執行を目的としたものではないといわれているが、調査先の選定等にこれらの数値が使用されることは明らかである。そのような観点から、B社の会計数値がこれらのベンチマークと乖離していないかどうか検討を要するものと思われる。

第2に、文書化規定が移転価格規則にあり、課税当局から要請がある場合は移転価格関連文書の提出が必要になることから、文書化と同時に、申告書に添付すべき様式に記載する事項もあるため、移転価格に関する記録・文書等の整備を心掛ける必要がある。

第3に、インドネシアでは事前確認制度であるAPA規則の整備が図られたのであるが、インドネシア国内におけるAPAさえも現状では無理といわれていることから、当分の間、この方法による救済は難しいものと思われる。

第4に、インドネシアでは、課税当局における職員の調査技術の向上等を推し進めているようであるが、実際に、どのような税務調査が行われるのかは現地における情報収集を行わないことには推測することが難しいといえる。今後は、もし、可能であれば、これらの点の情報収集も心掛けるべきであろう。